瀬戸内海国立公園(山口県地域)海域公園地区指定動植物(案)の概要

1. 背景

平成 24 年 12 月 19 日に中央環境審議会から、瀬戸内海国立公園(山口県地域) の海域公園地区の新規指定について、諮問内容が適切である旨答申を受けたと ころ。

今回、新規指定される海域公園地区において自然公園法第22条第3項第2号の規定に基づき指定する区域及び動植物(以下、「採捕規制区域及び動植物」という。)を定め、捕獲等の規制を行うことで、景観保護の強化を図るもの。

なお、今回指定する採捕規制区域及び動植物は、当該海域において漁業権の 設定がなく、学術的価値のある種又は海域景観で特筆すべき主要な動植物種の うち、固着性があり観賞用等で採取されるおそれのあるサンゴ類等1科及び5 種について指定を行うものである。

2. 指定する区域及び動植物

○指定する区域

瀬戸内海国立公園(山口県地域)の海域公園地区全域

- 1. 牛ヶ首(山口県大島郡周防大島町地家室地先) 20.3ha
- 2. 地家室(山口県大島郡周防大島町地家室地先) 13.0ha
- 3. 伊 崎(山口県大島郡周防大島町外入地先) 18.6ha
- 4. 沖家室(山口県大島郡周防大島町沖家室地先) 4.5ha

※掲載資料3を参照

○指定する動植物

サンゴ類等1科5種(全ての指定する区域に適用)

※掲載資料2を参照

3. 種の指定理由

当該海域において漁業権の設定がなく、学術的価値のある種又は海域景観で特筆すべき主要な動植物種のうち、固着性があり観賞用等で採取されるおそれのあるサンゴ類等1科及び5種の保護が必要であることから指定するもの。